

## 福祉バスの利用について

福祉バスの利用にあたっては、必ず

「我孫子市福祉バス利用規程」及び「福祉バスの利用について」をお読みください。

- ① 会員以外の方を募集して、参加料を徴収することはできません。
- ② 利用者の6割以上が我孫子市民でなければ利用できません。
- ③ 行程表に記載がない箇所は、停車できません。  
特に帰りの際、予定になかった場所で「家が近いから」「赤信号だから」との理由で、バスを降りることはできませんのでご注意ください。  
必ず行程表に全ての停車場所を記入するようお願いします。  
ただし、停車場所の記載があっても、道が狭かったり、停車箇所が危険と判断された等の場合は変更していただく場合もあります。  
(行程表にない場合でもトイレ等の緊急の場合は調整可能です)  
**※乗車する人全員に予定がない箇所に止まることはできないことを周知してください。**
- ④ 予定にない所に寄る可能性がある場合は、備考欄に「帰りにお土産屋に寄りたい」等、記入していただければ立ち寄ることも可能です(ただし17時までには到着)
- ⑤ 予定出発時間が現地で変更になる場合は、その都度ドライバーに連絡してください。尚、ドライバーと連絡を取り合うことができるのは当日のみです。それ以外の時はバス会社に連絡してください。
- ⑥ バスの車内は禁煙・禁酒です。
- ⑦ お子様の利用について  
チャイルドシートの使用は免除されていますが、安全のためにご利用したい場合はお持ち込みが必要です。また、シートベルトの着用についてはお子様1人あたり1つのシートベルトの使用を推奨しています。
- ⑧ 宿泊を伴う利用の際、運転手の宿泊費(団体とは異なる部屋の手配並びに1日目夕食及び2日目朝食)は利用団体の負担となります。
- ⑨ 平成30年度から中型バスを導入しています。  
利用人数が30人以下の場合は中型バスになる場合がありますので、ご了承ください。

以上、よろしく願いいたします。尚、不明な点等ございましたら、お問合せください。

我孫子市役所 社会福祉課  
TEL04-7185-1111(内線377)